

第6回美里町立小学校建設検討委員会概要録

招 集 期 日	令和8年2月25日（水曜日）
招 集 場 所	美里町役場 3階 協議会室
開 会 閉 会	開会 午後1時30分 閉会 午後2時50分
出 席 委 員	櫻沢 保（委員長）、横関 賢治（副委員長）、新井 英行、 櫻沢 克幸、櫻井 重美、深町 元秀、大澤 桂子、 岩片 利彦、原口 秀明、大澤 勇、逸見 猛、根岸 千晴、 江森 貴文、高田 真清、下田 裕美、高橋 洋
欠 席 委 員	山下 和昌、関谷 剛
説明のために 出席した者	事務局 教育長 木村 健治、事務局長 上山 友子、 指導主事 熊谷 青士、学校開校準備室長 堤 美香、 主査 細村 知樹
傍 聴 人	0人

次第	内容	
1 開会	事務局 （局長）	定刻となったので開会する。 本日の会議の進行は事務局長が行う。
2 あいさつ	委員長	タイトな委員会開催日程の中、立派な美里町立小学校統合基本計画を作ることができたことに感謝する。 本日の会議は、基本計画策定後に状況が変わった点とプロポーザルの審査方法に関する事項についてである。 慎重審議をお願いしたい。
	教育長	委員の皆さまからいろいろなご意見を頂戴し、基本計画を策定できたことは、大変ありがたいことだと思っている。 開校まで3年であり、委員の皆さまにはお力をお借りする場面が多々あると思っている。 今後ともご協力をお願いしたい。
3 議事	事務局	議事進行は委員長にお願いする。
議事（1）	委員長	議事（1）基本計画策定後に状況が変わった点について、事務局から説明させる。
	事務局	議事（1）について、【資料1】をもとに配置計画の変更（埋蔵文化財の影響）、建築費・人件費高騰への対応（体育館・構造の柔軟化）について説明する。

	委員長	挙手で質疑を受け付ける。
	委員	中学校の体育館と部室等の配置が以前と逆ではないか。また、学童と小学校体育館が重なっているのはなぜか。
	事務局	配置は最終的なゾーニング案である。学童と体育館の重なりは、学童の子供たちが体育館を利用しやすいよう近くに配置したイメージであり、セキュリティ等は区画する想定である。
	委員	資料にある山梨県の身延中学校（木造＋RC造）の事例は、コンパクトで非常に素晴らしい設計や建築であると感じた。 良い事例を挙げていただいたと思う。
	委員	小中で体育館を一つにする場合、授業や部活動での使用頻度が高くなる。同時に使用しても支障がないようなスペースは確保されるのか。
	事務局	確保する予定である。体育館は1つでも可とするが、メインアリーナとサブアリーナを設けるなど、小中学生が同時に使用しても機能に支障が無い提案を求めている。
	委員	構造について、一部鉄筋コンクリート（RC）を認めるとあるが、単なる耐火・水回りのコア部分だけでなく、大空間を構成するための鉄骨造（S）なども含めた複合構造も視野に入れているのか。
	事務局	視野に入れている。 活樹という言葉が委員の皆さまからいただき、美里の木を使った木造という基本的な考えは変わらない。 基本は木造としつつ、給食室など火気使用箇所の安全性や、大空間の構造強度、コスト面を考慮し、木造以外を組み合わせることでより良い提案になるなら、許容したいと考えている。
	委員	基本計画のゾーニング図では学童が日陰になるように見える。プロポーザルで建物の高さや日当たりなどの詳細は判断できるのか。
	事務局	プロポーザルでは詳細な設計図までは提案されない。ゾーニングの考え方や実現力を見る段階であり、日当たり等の詳細確認は難しいが、基本計画を実現できるパートナーを選ぶ場と考えていただきたいと考えている。

	委員	埋蔵文化財の問題で、これまでのゾーニングが白紙になり、全く違う配置になることを大前提として共有すべきである。
	事務局	試掘調査の結果、建設予定地からも文化財が出たため、多額の費用や工期が必要な本調査を実施するエリアを最小限となるよう、建設可能エリアを設定したため、基本計画のゾーニングとは異なった配置にせざるを得なくなった。 配置は変わるが、基本計画の理念は引き継ぐ方針である。 プロポーザルの技術提案書では、基本計画とは異なるゾーニングでの提案となるため、ご承知いただきたい。
	委員	試掘調査や本調査の費用、工期はどのくらいか。
	事務局	本調査には 4,000 万円程度の費用と 8 ヶ月程度のがかかる見込み。コストと工期の観点から、なるべく本調査エリアを狭くしたいと考えている。
	委員	本調査で貴重なものが出た場合はどうするのか。
	事務局	その時点で調査し、報告書作成を行った上で建設を進めることになる。
	委員	資料の本調査エリアは、基本計画図でいうとどこか。
	事務局	中学校の校舎南側と同じラインを東側に延長し、体育館との間である。
	委員長	挙手で質疑を受け付ける。 →質疑がないため、議事（2）は了承された。
議事（2）	委員長	議事（2）プロポーザルの審査について、事務局から説明させる。
	事務局	議事（2）について、【資料2】をもとに説明する。
	委員長	挙手で質疑を受け付ける。
	委員	委員 1 人あたり 50 点の持ち点があるが、そのうち実施力 10 点と価格 5 点は事務局が確認するとあるが、それを 18 倍することはどうなのか。
	事務局	実施力や価格は客観的な数値で決まるため事務局が算出するが、点数自体は各委員の 50 点の中に含みたいと考えている。委員が採点する主観点 35 点と事務局算出の客観点 15 点を合計し、委員の人数 18 名を掛けて総合点を決めたいと考えて

		いる。
	委員	プレゼンテーションは、本日説明のあった建築可能エリア内でのゾーニングを前提に行われるのか。
	事務局	そのとおりである。建築可能エリア内で配置計画が提案されるものと考えている。
	委員	今後さらに調査等で変更が生じた場合、今回決定した業者が継続して変更対応を行うのか。
	事務局	そのとおりである。今回は基本計画の考え方を具現化してくれる事業者を選ぶものであり、詳細設計は選定後に協議しながら進めていく予定である。
	委員	基本計画策定に関わった業者は参加しているのか。
	事務局	公平性の観点から参加業者は非公開だが、参加を妨げてはいない。
	委員	審査時は建設可能エリアと要求水準書の両方を見ればよいのか。
	事務局	要求水準書を満たしつつ、建設可能エリアの制約の中でどのように工夫された提案がなされているかを見ていただきたい。
	委員	これまで行ってきたワークショップの結果はどこに反映されるのか。
	事務局	ワークショップの結果は基本計画に反映されており、その基本計画が審査の3つの評価テーマになっている。したがって、評価項目に沿って審査することで間接的にワークショップの内容も評価される形となると考えている。
	委員長	挙手で質疑を受け付ける。 →質疑がないため、議事（2）は了承された。
議事（3）	委員長	議事（3）その他について、事務局から説明させる。
	事務局	次回建設検討委員会について説明する。
	委員長	その他について、全体をとおしての質疑を受け付ける。
	委員	プレゼンテーション参加予定数と、申込者数との乖離はあるのか
	事務局	申込者全員がプレゼンテーションに参加予定である。

委員	設計・施工段階でも、保護者や住民の意見を聞くワークショップのような場を設けてほしい。
事務局	現時点では想定していなかったが、貴重な意見として検討する。進捗は建設検討委員会に報告していく。
委員	業者選定にあたり、自分たちだけでなく、これまで関わった設計会社等のプロの意見も参考にしたい。
事務局	特定の業者に意見を求めることは公平性の観点から難しい。技術的な評価や実績確認は事務局がしっかり行うので、委員の皆さまには、基本計画の思いを汲み取ってくれるかという点を中心に評価してほしい。
委員	採点基準で「十分」とあると5点となっているが、3点との差はそれしかない。非常にあいまいな表現である。 評価するうえで十分とはどう理解したらよいか説明がほしい。
事務局	0点は、記載がない。 3点は、基本計画どおりの記載があり、要件を満たしている程度。 5点は、基本計画以上の具体的な提案がある、基本計画時に考えつかなかったような期待以上の効果が見込めるもの。 十分とは、単に書いてあるだけでなく、具体性や実現性がある場合として評価していただきたいと考えている。
委員	事前に送られてくる資料はどの程度のボリュームか（図面、パース、テキスト等）。
事務局	A3用紙・片面3枚以内。内容はコンセプトや配置イメージが中心。詳細な設計図（平面図・断面図等）や精巧な模型・パースは禁止している。あくまで「考え方」を提案してもらう形式である。
委員	資料がざっくりしたものである以上、これで建物ができるわけではない、あくまでコンセプト評価という認識を共有すべきではないか
事務局	その通りである。提案されたものがそのまま建つわけではない。我々の理想を実現できる可能性のある業者を選ぶための審査であると考えていただきたい。

	委員	近隣自治体でも資材高騰で建設費が跳ね上がったり、計画が延期になったりする例がある。プロポーザルで決まったことがすべてではなく、今後も大きな変更があり得るという認識を持つべきである。その上で、令和11年の開校に間に合うよう、事務局には迅速に対応してもらいたい。
	委員長	挙手で質疑を受け付ける。 →質疑がないため、議事(3)は了承された。
4 連絡事項	事務局	来年度の委員会体制、開校準備部会の設置について説明する。
5 閉会	副委員長	第6回美里町立小学校検討委員会を閉会する。

以上の内容は会議の顛末を記したもので相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 3 月 17 日

委 員 根岸千晴

令和 8 年 3 月 18 日

委 員 渡辺 正